令和６年１月 12 日〈初　版〉
令和７年６月２日〈第 25 版〉

総務省行政相談センター
きくみみ富山

令和６年能登半島地震による災害被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドブック）

令和６年能登半島地震による災害で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
本ガイドブックは、被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供するものです。

【本ガイドブックについて】

富山行政監視行政相談センターが収集した各機関等における支援策の情報を掲載しています。情報は、随時、追加・変更してまいります。
最新版は、富山行政監視行政相談センターホームページに掲載しています。
URL：https://www.soumu.go.jp/kanku/chubu/toyama.html

【富山行政監視行政相談センターでの相談の受付について】

富山行政監視行政相談センターでは、いろいろなお問合せやご相談を受け付けております。
お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

- 行政相談専用ダイヤル:０５７０－０９０１１０（平日 9:00～16:45）
  （受付時間外は留守番電話）
- インターネット:右の二次元コードからアクセスできます。
  URL：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html
- ＦＡＸ:０７６－４４２－８６４６

きくみみ富山

総務省行政相談センター

総務省　富山行政監視行政相談センター
〒９３０－００８５
富山市丸の内１丁目５番 13 号
富山丸の内合同庁舎５階
電　話：０７６-４３２-６３３８
ＦＡＸ：０７６-４４２-８６４６

【ご注意】

○　このガイドブックに掲載している情報は、令和７年５月２３日までに掲載された情報に基づき作成しております。支援策等については、随時、追加、変更してまいります。

○　災害救助法の適用が条件となっている支援策等があります。

令和６年能登半島地震による災害においては、富山県内では、富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、朝日町の９市３町１村が災害救助法の適用を受けています。

○　支援策等の中には一定の適用基準が設けられ、適用とならない場合もあります。実際に支援策等が活用できるかなど、詳細については、支援策等ごとに記載しているお問い合わせ先にご確認ください。

（参考）富山県及び県内 15 市町村の連絡先

県・市	所在地	代表電話番号
富山県	富山市新総曲輪１番７号	076-431-4111
富山市	富山市新桜町７番 38 号	076-431-6111
高岡市	高岡市広小路７番 50 号	0766-20-1111
魚津市	魚津市釈迦堂１丁目 10 番１号	0765-23-1010
氷見市	氷見市鞍川 1060 番地	0766-74-8100
滑川市	滑川市寺家 104 番地	076-475-2111
黒部市	黒部市三日市 1301 番地	0765-54-2111
砺波市	砺波市栄町７番３号	0763-33-1111
小矢部市	小矢部市本町１番１号	0766-67-1760
南砺市	南砺市荒木 1550 番地	0763-23-2003
射水市	射水市新開発 410 番１号	0766-51-6600
舟橋村	舟橋村佛生寺 55 番地	076-464-1121
上市町	上市町法音寺１番地	076-472-1111
立山町	立山町前沢 2440 番地	076-463-1121
入善町	入善町入膳 3255 番地	0765-72-1100
朝日町	朝日町道下 1133 番地	0765-83-1100

【石川県から富山県内へ避難されている方へ】

石川県では、被災地から自主的に県内外の親戚宅等に避難された方や車中泊をされている方などへ、自治体からの支援情報などをお届けするため、連絡先などの情報等を登録する窓口を開設しています。詳しくは、３３ページをご覧ください。

※　石川県から富山県内に自主避難されている知人等をご存じの方は、この情報の周知にご協力ください。

目　　次

各項目をクリックすると、ご覧になりたいページに移動します。

住まいや身の回りのこと

1 公営住宅への一時入居(P.1)
2 被災住宅の応急修理制度(P.1)
3 被災住宅の耐震化支援制度（P.3）
4 宅地液状化等復旧支援事業（P.4）
5 被災住宅沈下傾斜対策支援事業（P5）
6 被災住宅の補修や再建に関する相談（P.6）
7 災害に便乗した悪質商法に注意(P.6)
8 災害ごみの処分等（P.8）

お金のこと

9 被災者生活再建支援金の支給（P.9）
10 災害弔慰金・見舞金等の支給（P.10）
11 災害義援金の配分（P.11）
12 災害援護資金の貸付（P.12）
13 生活福祉資金の貸付（P.12）
14 災害復旧資金の貸付（P.13）
15 住宅の建設、補修等の融資（P.13）
16 富山県自宅再建利子助成事業（P.14）
17 住宅ローンの返済（P.15）
18 雇用保険失業給付の支給等（P.15）

役所の手続きのこと

19 国税の特別措置（P.16）
20 県税の特別措置（P.17）
21 市町村税等の特別措置（P.17）
22 公共料金の減免措置等（P.17）
23 年金手帳などを紛失した場合、
国民年金等の保険料が払えない場合(P.18)
24 登記済証（権利証）、登記識別情報
を紛失した場合（P.19）

民間の手続きのこと

25 損害保険の取扱い（P.20）
26 生命保険の取扱い（P.20）
27 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合（P.21）
28 法律相談等の窓口（P.21）

医療・健康のこと

29 医療機関等での支払い免除（P.22）
30 こころの悩みや健康に関する相談（P.22）

教育のこと

31 日本学生支援機構（JASSO）による学生への支援(P.23)

事業者の方へ

32 中小企業者を対象とした相談窓口（P.24）
33 なりわい再建支援補助金（P.25）
34 小規模事業者持続化補助金（P.25）
35 中小企業向け震災対策融資等（P.26）
36 災害復旧貸付（P.27）
37 セーフティネット保証４号の適用(P.27)
38 小規模企業共済災害時貸付の適用(P.28)
39 既往債務の返済条件緩和等の対応(P.28)
40 農業関係者に対する支援（P.28）
41 漁業関係者に対する支援（P.30）

そのほかの情報

42 災害ボランティアについて（P.30）
43 外国人向けの情報・相談窓口（P.32）
For Foreign Residents
44 石川県から富山県内へ避難されている方へ
(P.33)

住まいや身の回りのこと

1　公営住宅への一時入居

○　富山県及び各市町では、今回の地震により、引き続き住むことができず住宅に困窮している方への一時的な住まいとして、公営住宅を一時提供しています。
提供期間：入居時から６か月以内（必要に応じ最大１年間まで延長可能）
※家賃、敷金等は免除（共益費、光熱水費、退去修繕費等は、自己負担）

○　入居申込み手続き等、詳しくは、下記の窓口にお問い合わせください。

県・市	窓口	電話番号	備考
富山県	建築住宅課	076-444-3358	県営住宅所在地： 富山市、高岡市、射水市
富山市	市営住宅課	076-443-2097	
高岡市	建築政策課	0766-20-1403	
魚津市	都市計画課	0765-23-1031	
氷見市	都市計画課	0766-74-8079	
滑川市	都市計画課	076-475-1453	
黒部市	都市計画課	0765-54-2647	
砺波市	都市整備課	0763-33-1447	
小矢部市	都市建設課	0766-67-1760	
南砺市	建設維持課	0763-23-2022	
射水市	建築住宅課	0766-51-6683	
上市町	建設課	076-472-2477	
立山町	建設課	076-462-9975	
入善町	住まい・まちづくり課	0765-72-3841	
朝日町	建設課	0765-83-1100	

目次に戻る

2　被災住宅の応急修理制度

○　災害救助法適用市町村において、災害により住宅が「準半壊」以上の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要不可欠な最小限度の部分を市町村が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。ご自身で業者を選定し修理箇所や内容を調整する必要があります。

○　１世帯当たり 70 万６千円（準半壊は 34 万３千円）が上限（超える部分は自己負担）となります。

完了期限は令和７年 10 月 31 日（金）です。

対象世帯	大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊世帯 ※１　全壊の場合、修理により居住可能となる場合は対象です。 ※２　納屋や車庫、空き家は対象外です。
費用の限度額	全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊：70 万６千円 準半壊：34 万３千円
完了期限	令和７年１０月３１日（金）
必要書類	１　住宅の応急修理申込書 ２　り災証明書の写し ３　修理前の状況が分かる写真 ４　修理見積書 ５　資力に関する申出書（中規模半壊、半壊、準半壊の方）
修理完了までのポイント	・地震による被害と直接関係のある修理が対象です。 ・工事前、工事中、工事後の写真の撮影が必須です。 ・設備の交換は同等品に限ります。 ・設備の型番、形式が分かるように撮影してください。

○　修理に着手する前に被災状況の写真撮影や問い合わせが必要です。相談なく修理を行った場合は対象とならない場合があります。

詳しくは、下記の窓口にお問い合わせください。

市町村	窓口	電話番号
富山市	営繕課	076-443-2095
高岡市	建築政策課	0766-20-1429
氷見市	都市計画課	0766-74-8078
滑川市	都市計画課	076-475-1453
黒部市	防災危機管理班	0765-54-2112
砺波市	都市整備課	0763-33-1447
小矢部市	都市建設課	0766-53-5845
南砺市	福祉課	0763-23-2009
射水市	建築住宅課	0766-51-6683
舟橋村	生活環境課	076-464-1121
上市町	建設課	076-472-2477
立山町	健康福祉課	076-462-9956
朝日町	税務課	0765-83-1100

目次に戻る

3　被災住宅の耐震化支援制度

○　富山県では、市町村と連携して、能登半島地震においてり災証明で準半壊以上の判定を受けた住宅の耐震改修及び建替えに対する支援制度を設けています。
　いずれの場合も、工事費用に対し最大１４０万円を補助し、液状化等により損傷を受けた住宅の耐震化の促進を図っています。

支援対象となる住宅	以下の全てに該当する住宅が対象です。 1)原則、罹災証明で「一部損壊」以上の判定を受けたもの （ただし、一部損壊は、住宅の壁又は柱に 1/100 以上の傾斜が認められるものに限る。） 2)木造一戸建てで、平屋建て又は２階建てのもの 3)軸組工法によるもの（伝統工法によるものも含みます） 4)耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 　耐震診断については、県の耐震診断支援事業をご利用いただけます。 　昭和 56 年５月以前に着工した住宅を建替える場合は、簡易な耐震診断が可能です。詳細は、市町村の窓口までご相談ください。
支援対象となる工事	以下のいずれかの工事が対象です。 1)基礎補強工事を含む現地での建替え工事 　建替え工事において、建替えた後の住宅は省エネ基準を満たすことが必要です。 2)基礎補強工事、沈下・傾斜対策工事を含む耐震改修工事 　耐震改修工事において、次のいずれかに該当する耐震改修が必要です。 ・全体改修（Iw 値 1.0） ・１階のみ部分改修（Iw 値 1.0） ・１階主要居室のみ部分改修（主要居室は Iw 値 1.5） ・簡易改修（Iw 値 0.7）
補助対象金額	工事費の４/５、最大１４０万円
注意事項	・基礎補強工事又は沈下・傾斜対策工事は補助要件ですが、補助対象となるのは耐震改修に必要な住宅の傾斜修復に係る工事のみです。 ・災害救助法の応急修理補助金等、他の公的援助の対象を除く工事が対象です。 ・工事契約前に市町村へ補助申請を行い、交付決定を受ける必要がありますので、必ず事前に市町村担当窓口にご相談ください。

○　詳しくは、下記の窓口にお問い合わせください。

市町村	窓口	電話番号
富山市	居住政策課	076-443-2112
高岡市	建築政策課	0766-20-1429
氷見市	都市計画課	0766-74-8078
滑川市	都市計画課	076-475-1453
黒部市	都市計画課	0765-54-2647
砺波市	都市整備課	0763-33-1447
小矢部市	都市建設課	0766-53-5845
南砺市	南砺で暮らしません課	0763-23-2037
射水市	建築住宅課	0766-51-6683
舟橋村	総務課	076-464-1121
上市町	建設課	076-472-2477
立山町	建設課	076-462-9976
朝日町	建設課	0765-83-1100

目次に戻る

4　宅地液状化等復旧支援事業

○　富山市、高岡市、射水市、氷見市、滑川市では、今回の地震により宅地液状化被害を受けた地域において、住宅の用に供されていた宅地の復旧や地盤改良、住宅基礎の傾斜修復を支援する「宅地液状化等復旧支援事業」を実施しています。

対象地域	今回の地震により液状化被害を受けた土地であって、当該被害を受けた時において住宅の用に供されており、 当該住宅が、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊のり災証明を受けたもの ※企業、団体等の社宅、寮その他これらに類する施設は対象となりません。 ※液状化で相応の被害が認められる場合は一部損壊についても対象となる場合があります。
対象工事	所有者等が行う宅地の復旧のために必要な次に掲げる工事（当該工事に関する調査及び設計を含む）。 ① 復　　旧：被災宅地の原型復旧を基本とした工事 ② 地盤改良：液状化の再度災害防止のための地盤改良工事 ③ 傾斜修復：住宅基礎の沈下又は傾斜を修復する工事
補助対象金額	対象工事費から 50 万円を控除した額に３分の２を乗じて得た額（上限額：766 万６千円）
注意事項	事前相談後、各市の担当窓口にて申請書をご提出ください。 ※市により工事完成の期限が異なります。各市にご確認ください。

○　詳しくは、下記の窓口にお問い合わせください。

市町村	窓口	電話番号
富山市	居住政策課	076-443-2112
高岡市	建築政策課	0766-20-1429
氷見市	都市計画課	0766-74-8079
滑川市	都市計画課	076-475-1446
射水市	建築住宅課	0766-51-6683

目次に戻る

5　被災住宅沈下傾斜対策支援事業

【富山市】

○　今回の地震により被災し、り災証明で「一部損壊」以上の判定を受けた住宅に対し、住宅の基礎補強工事や沈下傾斜対策工事等を行う際の費用補助を行っています。

令和６年７月１日以降に着手される場合は、工事契約前に補助金交付の手続きが必要となりますので、ご注意下さい。

※令和６年１月１日から６月30日までの間に着手された工事も対象となります。

※原則、他の補助制度を利用していない場合に限ります。

対象建築物	次の要件をすべて満たす住宅が対象です。 ・今回の地震において被災し、一部損壊以上のり災証明を受けたもの ・住宅の壁又は柱に1/100以上の傾斜が認められるもの ※共同住宅、寄宿舎、下宿も対象です。 ※併用部分（店舗・作業場等）が過半を超えるものは対象となりません。 ※建築物の構造、建築時期、耐震性は問いません。 ※令和７年２月末までに工事を完成させる必要があります。
補助対象工事	以下の工事が対象になります。 ・基礎補強工事（小口径杭工法、表層改良工法、注入工法等） ・沈下傾斜対策工事（ジャッキアップ工法等）
補助対象金額	住宅の沈下傾斜復旧工事に要する費用（最大30万円）
申請方法	事前相談後、居住政策課窓口にて申請書をご提出ください。 【事前相談に必要な書類】 ・一部損壊以上の判定を受けた罹災証明書 ・住宅の壁又は柱に1/100以上の傾斜が確認できる資料、復旧の工法に関する資料（ある場合）
申請期間	※令和７年度においては、予算額の範囲内で受付を行います。 工事完了時期は、別途ご相談ください。
窓口	居住政策課（076-443-2112）
参照URL	https://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/sumai/1010270/1015605.html ※当該ページ下部に様式集等のリンクや問合せフォームがあります。

目次に戻る

6　被災住宅の補修や再建に関する相談

○　とやま住まい情報ネットワーク住宅相談所では、建築団体で共同して常設の住宅相談所を開設しています。建築の専門家に相談したいことがあれば、電話や住宅相談所で相談することができます。

開催場所	富山県森林水産会館２階（富山市舟橋北町４番 19 号）
開催時間	月～金（祝日除く）　13 時～16 時 30 分
主な相談内容等	◆建築士による被災住宅の建替えや修繕及び構造・施工等の技術的な相談 ◆その他、一般住宅のバリアフリー化、耐震化、断熱化、アスベスト等に関する相談 ※現地調査は行いません。
連絡先電話番号	076-441-6312

○　被災住宅の補修等に関して、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが「令和６年能登半島地震による被災住宅補修等相談ダイヤル」を開設しており、電話相談を無料で受け付けます。

▼令和６年能登半島地震による被災住宅補修等相談ダイヤル

電話番号：03-3556-5247

受付時間：10：00～17：00（土・日・祝日を除く）

国土交通省の指定を受けた住宅専門の相談窓口「住まいるダイヤル」の相談員（建築士）が対応します。

目次に戻る

7　災害に便乗した悪質商法に注意

○　大規模災害の後は、点検商法・便乗商法等のトラブルが発生する傾向がありますのでご注意ください。不審な勧誘や電話を受けた場合は、下記までご相談ください。

▼能登半島地震関連　消費者ホットライン

電話番号：0120-797-188（フリーダイヤル・通話料無料）

対象地域：富山県、石川県、福井県、新潟県

受付時間：10:00～16:00（土日・祝日含む）

※050 から始まるＩＰ電話からはご利用いただけません。

▼富山県消費生活センター

（本所）富山市湊入船町６番７号　富山県民共生センター内

電話番号：076-432-9233　受付時間：平日８時 30 分～17 時

（高岡支所）高岡市御旅屋町 101 番地　御旅屋セリオ５階

電話番号：0766-25-2777　受付時間：平日８時 30 分～17 時

▼富山県消費者協会（富山市湊入船町６番７号　富山県民共生センター内）
　電話番号：076-432-5690　受付時間：土・日９時～15 時
▼富山市消費生活センター（富山市新富町１丁目２番３号　CiC ビル３階）
　電話番号：076-443-2047　受付時間：平日９時～17 時 30 分
　（来所は 10 時～17 時 30 分）
▼高岡市消費生活センター（高岡市広小路７番 50 号 高岡市役所市民生活課内）
　電話番号：0766-20-1522　受付時間：平日９時～17 時
▼魚津市市民相談・消費生活相談窓口（魚津市釈迦堂 1-10-1 魚津市役所市民課内）
　電話番号：0765-23-1003　受付時間：平日８時 30 分～17 時
▼氷見市消費生活相談窓口（氷見市鞍川 1060 番地 氷見市役所市民課内）
　電話番号：0766-74-8010　受付時間：平日８時 30 分～17 時 15 分
▼滑川市生活環境課　滑川市寺家町 104 番地（滑川市役所生活環境課内）
　電話番号：076-475-1374　受付時間：平日８時 30 分～17 時 15 分
▼黒部市消費生活センター（黒部市三日市 1301 番地 黒部市役所市民環境課内）
　電話番号：0765-54-3198　受付時間：平日８時 30 分～17 時 15 分※
▼砺波市消費生活センター（砺波市栄町７番３号 砺波市役所市民生活課内）
　電話番号：0763-33-1153　受付時間：平日８時 30 分～17 時※
▼小矢部市消費生活相談室（小矢部市本町１番１号 小矢部市役所生活環境課内）
　電話番号：0766-67-1760　受付時間：火・木・金の９時 30 分～16 時※
▼南砺市消費生活センター（南砺市荒木 1550 番地 南砺市役所生活環境課内）
　電話番号：0763-23-2035　受付時間：平日８時 30 分～17 時 15 分
▼射水市消費生活センター（射水市新開発 410 番地１ 射水市役所生活安全課内）
　電話番号：0766-52-7974　受付時間：平日９時～16 時※
▼上市町町民課相談窓口（上市町法音寺１番地 上市町役場町民課内）
　電話番号：076-472-1111　受付時間：月・火・木・金の８時 30 分～12 時
▼立山町住民課消費生活相談窓口（立山町前沢 2440 番地 立山町役場住民課内）
　電話番号：076-462-9915　受付時間：月・水・金の９時～16 時※
（※については正午～13 時は受付時間外です）

○　災害に乗じて、「保険が使える」・「保険金請求をサポートする」などと言って火災保険・地震保険の請求を勧誘する悪質な業者とのトラブルに関する相談などを受け付けます。
▼保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル
　電話番号：0120-309-444
　受付時間：月～金 9:00～12:00、13:00～17:00
○　「保険を使って無料で修理します」と勧誘を受けた時に
　【トラブルに遭わないためのポイント（チラシ）】
https://www.caa.go.jp/disaster/assets/consumer_policy_cms102_20210310_01.pdf

目次に戻る

8　災害ごみの処分等

○　災害ごみの処分等について、詳しくは、下記の窓口にお問い合わせください。

市町村	窓口	電話番号	備考
富山市	環境センター業務課	076-429-7366	・災害ごみの収集については、環境センター業務課にお問い合わせください。
高岡市	環境政策課	0766-22-2144	【受け入れは終了しました】
小矢部市	生活環境課	0766-67-1760	【受け入れは終了しました】 公費解体に伴う片付けごみについては、生活環境課へご相談ください。
射水市	環境課	0766-51-6624	【受け入れは終了しました】 被災家屋等の公費解体に伴い家庭から発生する災害ごみ（片づけごみ）については、環境課までお問い合わせください。
氷見市	環境保全課	0766-74-8065	受入場所：ふれあいの森第２駐車場(氷見市鞍川４３番地１) 受入時間：平日及び第２・第４土曜日 ９時～１１時及び１３時～１５時 **公費解体及び自費解体に伴う災害ごみ（片付けごみ）のみの受け入れとなります。** ◎**公費解体及び自費解体を申請された方に搬入許可証**を送付しております。搬入の際は必ず携行し、受付の際に運転免許証等の身分証明書と併せて提示してください。 ◎解体を伴わない災害ごみ（片付けごみ）につきましては、通常の分別ルールに基づき、地域の可燃物もしくは不燃物の収集日に搬出いただくか、ごみ処理施設（高岡広域エコ・クリーンセンター、不燃物処理センター）に持ち込みください。 ※家電リサイクル品など、普段から収集・持込みできないごみは除きます。 ※強風や大雨などにより仮置場での安全確保が困難と判断したときは、仮置場を臨時閉鎖とする場合がございます。

目次に戻る

お金のこと

9　被災者生活再建支援金の支給

○　自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活の再建を支援するため、被災者生活再建支援金が支給されます（県内全市町村が対象）。なお、単数世帯の支援金の額は、下記記載額の３/４となります。

○　申請期限

基礎支援金：令和７年１月３１日

※富山市、高岡市、氷見市、射水市、小矢部市は令和８年１月31日まで延長

加算支援金：令和９年１月３１日

【被災者生活再建支援金の支給額（単数世帯の支援金の額は、下記記載額の３/４）】

区分	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		合計
①全壊 ②解体（※） ③長期避難	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
		補修	100 万円	200 万円
		賃借	50 万円	150 万円
④大規模半壊	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃借	50 万円	100 万円
⑤中規模半壊	―	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃借	25 万円	25 万円
⑥半壊 （県制度）	―	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃借	25 万円	25 万円

※　「解体世帯」は、「半壊」「中規模半壊」または「大規模半壊」のり災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままでは非常に危険である場合や修繕に高額な費用が生じる場合等、災害起因のやむを得ない理由により解体した場合が対象となります。なお、り災判定を受けた住宅の一部解体は対象外であり、全て解体しなければ対象となりません。対象となるかどうかは、各市町村窓口でご確認ください。

○　準半壊の場合にも、独自に支援金を支給する市町村があります。

市町村	支援内容（単数世帯の支援金の額は、下記記載額の３/４）
富山市	住宅の再建方法に応じて 15 万円～50 万円

高岡市	住宅の再建方法に応じて１０万円～50 万円
氷見市	住宅の再建方法に応じて１０万円～50 万円
射水市	住宅の再建方法に応じて 15 万円～50 万円

○　詳しくは、各市町村担当窓口へお問い合わせください。

市町村	窓口	電話番号
富山市	福祉政策課	076-443-2164
高岡市	社会福祉課	0766-20-1366
魚津市	社会福祉課	0765-23-1005
氷見市	市民課	0766-74-8010
滑川市	福祉課	076-475-1377
黒部市	福祉課	0765-54-2502
砺波市	社会福祉課	0763-33-1299
小矢部市	社会福祉課	0766-67-8601
南砺市	福祉課	0763-23-2009
射水市	地域福祉課	0766-51-6625
舟橋村	生活環境課	076-464-1121
上市町	福祉課	076-473-9107
立山町	健康福祉課	076-462-9954
入善町	保険福祉課	0765-72-1841
朝日町	健康課	0765-83-1100

目次に戻る

１０　災害弔慰金・見舞金等の支給

○　今般の災害によって亡くなられた方のご家族に対し、災害弔慰金が支給されます。

・生計維持者が死亡した場合　　500 万円
・その他の者が死亡した場合　　250 万円

また、重度の障害を受けた方は、災害障害見舞金を受け取ることができます。

・生計維持者　　250 万円
・その他の者　　125 万円

詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

○　富山県では、住家の全壊世帯・半壊世帯に対し、知事見舞金を支給します(全壊世帯10 万円、半壊世帯５万円)。詳しくは、富山県厚生企画課（電話番号：076-444-3187）にお問い合わせください。

目次に戻る

１１　災害義援金の配分

○　富山県では、今回の地震に際し、県内外の方々から寄せられた義援金を公平に配分するため、「令和６年能登半島地震災害義援金（富山県被災者支援分）配分委員会」を開催し、第二次配分計画を決定しました（下表参照）。

受付期間：令和７年１２月２６日（金）まで

【配分計画に基づく配分基準等】

区分		第一次配分	第二次配分	備考
人的被害	死亡	100 万円／人	―	石川県内で亡くなった富山県民も対象
	重傷	50 万円／人	―	
住家被害	全壊	60 万円／世帯	60 万円／世帯	
	大規模半壊	45 万円／世帯	45 万円／世帯	
	中規模半壊	30 万円／世帯	30 万円／世帯	
	半壊	15 万円／世帯	15 万円／世帯	
	準半壊	６万円／世帯	６万円／世帯	
	一部損壊	２万円／世帯	２万円／世帯	

○　手続き等、詳しくは下記の窓口にお問い合わせください。

市町村	窓口	電話番号
富山市	生活支援課	076-443-2244
高岡市	社会福祉課	0766-20-1367
魚津市	社会福祉課	0765-23-1005
氷見市	会計課	0766-74-8121
滑川市	福祉課	076-475-1377
黒部市	福祉課	0765-54-2502
砺波市	社会福祉課	0763-33-1299
小矢部市	社会福祉課	0766-67-8601
南砺市	会計課	0763-23-2006
射水市	地域福祉課	0766-51-6625
舟橋村	生活環境課	076-464-1121
上市町	福祉課	076-473-9107
立山町	健康福祉課	076-462-9954
入善町	保険福祉課	0765-72-1841
朝日町	総務政策課	0765-83-1100

目次に戻る

１２　災害援護資金の貸付

○　世帯主が１か月以上の負傷、住居や家財に被害を受けた場合に、被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。貸付金額は最大 350 万円で（被災の状況により貸付限度額は異なる）、償還期限は据置期間(3 年)を含め 10 年です。

詳しくは、各市町村の災害援護資金担当課にお問い合わせください。

目次に戻る

１３　生活福祉資金の貸付

○　災害により被害を受けた低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯を対象に、福祉資金の貸付を行う制度があります。

詳しくは、富山県社会福祉協議会（電話番号：076-432-2960）にお問い合わせください。

【災害を受けたことにより臨時に必要となる経費】

区分	内容
貸付対象者	低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯）
貸付限度額	150 万円以内
償還期間	2 年以内の据置期間経過後 20 年以内
利率	無利子。ただし、連帯保証人がいない場合は年 1.5%

【災害を受けたことにより住宅の補修、改築等に必要な経費】

区分	内容
貸付対象者	低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯）
貸付限度額	250 万円以内
償還期間	２年以内の据置期間経過後 20 年以内
利率	無利子。ただし、連帯保証人がいない場合は年 1.5%

【災害を受けたことにより緊急・一時的に必要となる生活費】

区分	内容
貸付対象者	緊急・一時的な生活費を必要とする世帯
貸付限度額	原則 10 万円以内（最大 20 万円）
償還期間	1 年以内の据置期間経過後 2 年以内
利率	無利子

目次に戻る

１４　災害復旧資金の貸付（富山県勤労者生活資金融資制度）

○　災害により被害を受けた勤労者又はその家族に対し、住宅及び生活の復旧等に必要な資金の貸付を行う制度があります。詳しくは、富山県内の北陸労働金庫各支店にお問い合わせください。

【富山県勤労者生活資金融資制度】

区分	内容
融資対象者	富山県内に居住し、同一事業所に１年以上継続して勤務している者
融資限度額	150 万円
融資利率	年 2.2%、保証料別途 0.5%
返済期間	５年以内

目次に戻る

１５　住宅の建設、補修等の融資

○　自然災害で自宅が被災された方に対して、金利等を優遇した住宅の建設資金、購入資金または補修資金を融資する制度があります（災害復興住宅融資）。また、機構融資（フラット 35 含む）の返済に関する相談も受け付けています。

▼住宅金融支援機構　お客様コールセンター

電話番号：0120-086-353（通話料無料）

受付時間：９時～17 時（祝日及び年末年始を除き、土日も開設）

▼災害復興住宅融資のご案内（簡易版・リーフレット）

https://www.jhf.go.jp/files/300205170.pdf

○　各金融機関においても、被災者向けの相談窓口の設置や特別融資を行っております。詳しくは、各金融機関にお問い合わせください。

目次に戻る

１６　富山県自宅再建利子助成事業

○　今回の地震により、自ら居住していた住宅に一定の被害を受けた方等が、県内で居住する住宅を新築、購入又は補修するために、金融機関等から融資を受けた場合の借入額に係る利子の支払額の全部または一部について助成します。

対象者	今回の地震で、自ら居住していた住居に一定の被害を受け、富山県内で住宅を再建した、次の(1)から(3)の全てに該当する方。 (1)　下記の(ア)から(オ)のいずれかに該当する方 (ア)　市町村が発行するり災証明書で全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の認定を受けた方 (イ)　被災者生活再建支援法に基づき、住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体を行った方 (ウ)　被災者生活再建支援法に基づき、長期避難世帯として認められている方 (エ)　応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）または公営住宅目的外使用の入居者であり、これらの供与期間内に退去した方 (オ)　その他、知事が認める方 (2)　住宅を再建し、その住宅に入居する日の属する年の前年の収入（所得）額が、次の収入（所得）要件を満たす世帯の方 世帯全員の収入が給与収入のみの場合：600 万円以内 世帯員の収入に給与収入以外の収入がある場合：440 万円以内 ※23 歳未満の被扶養者がいる場合は、世帯収入（所得）の制限なし ※高齢者、障害者がいる場合は世帯収入（所得）の要件の緩和（控除）あり (3)　被災された本人又は本人の親族が住宅再建のために金融機関等から融資を受けていること
助成額	１世帯（１軒）当たり１回限り、上限金額 300 万円（借入額、利率及び実際の返済期間に基づき算定した利子相当額を一括支給）
申請期限	(1)　再建した住宅に令和６年７月 16 日までに入居した方： 令和７年１月 16 日まで (2)　再建した住宅に令和６年７月 17 日以降に入居した方： ①②のいずれか早い方まで ①入居した日から起算して６か月経過した日 ②令和９年１月 31 日 ※原則、転居後６か月以内に申請してください。
申請方法	申請書兼実績報告書、入居者一覧をダウンロードのうえ、必要事項を記入し、関係書類を添えて下記の宛先までお送りください。 〒930-8501　富山市総曲輪 1-7 富山県建築住宅課管理係　利子助成担当　宛 ※送付する封筒には必ず差出人の住所・氏名をご記入ください。 ※申請書類には個人情報が多く含まれるため、配送状況や到着が確認できる書留やレターパック等の使用をおすすめします。
相談窓口	富山県自宅再建利子助成事業相談窓口 〒930-0003 富山市桜町 1-1-36　富山地鉄ビル２階 電話番号：076-407-4530
参照 URL	https://www.pref.toyama.jp/1507/kurashi/seikatsu/sumai/kj00001921/rishijojsei.html

目次に戻る

１７　住宅ローンの返済

○　住宅ローンなどの返済について、一定の要件を満たすことや借入先の同意のもとで、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）があります。詳しくは、借入先の金融機関にお問い合わせください。
　借入先が銀行の場合、一般社団法人全国銀行協会相談室への問い合わせも可能です。

▼全国銀行協会相談室
　電話番号：ナビダイヤル 0570-017-109 または 03-5252-37
　受付時間：平日９：00～17：00（祝日及び銀行の休業日を除く）
▼自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（チラシ）
　https://www.dgl.or.jp/guideline/pdf/disaster-gl_leaf.pdf

目次に戻る

１８　雇用保険失業給付の支給等

○　災害救助法適用市町村において被災された事業場、労働者、求職者の方々に対し、災害時における雇用保険失業給付の支給等について、特例措置が実施されています。
　詳しくは、ハローワーク（職業安定所）、労働局までお問い合わせください。

ハローワーク名	電話番号	管轄区域 （災害救助法適用市町村）
富山公共職業安定所(富山市奥田新町 45)	076-431-8609	富山市
高岡公共職業安定所(高岡市向野町 3-43-4)	0766-21-1515	高岡市、射水市
魚津公共職業安定所 (魚津市新金屋 1-12-31　魚津合同庁舎 1 階)	0765-24-0365	魚津市、黒部市、下新川郡入善町・朝日町
砺波公共職業安定所(砺波市太郎丸 1-2-5)	0763-32-2914	砺波市、南砺市、小矢部市（※1）
砺波公共職業安定所小矢部出張所 (小矢部市綾子 5185)	0766-67-0310	小矢部市（※2）
氷見公共職業安定所(氷見市朝日丘 9-17)	0766-74-0445	氷見市
滑川公共職業安定所(滑川市辰野 11-6)	076-475-0324	滑川市、中新川郡上市町・立山町・舟橋村
富山労働局（富山労働総合庁舎）	076-432-2782	

※1　事業所が行う雇用保険の手続や求人申込等は砺波公共職業安定所となります。
※2　求職者が行う雇用保険の手続は小矢部出張所となります。

○　労働者・事業主の皆さまのための労働相談窓口が開設されています。

相談先	電話番号	開設時間
富山労働局 雇用環境・均等室 （富山市神通本町１−5−5 富山労働総合庁舎４階 ）	076-432-2740	9：00～17：00 （土・日・祝日を除く ）
富山労働基準監督署 総合労働相談コーナー （富山市神通本町１−5−5 富山労働総合庁舎２階 ）	076-415-8733	
高岡労働基準監督署 総合労働相談コーナー （高岡市中川本町 10−21 高岡法務合同庁舎２階）	0766-23-6480	
魚津労働基準監督署 総合労働相談コーナー （魚津市新金屋１−12−31 魚津合同庁舎４階）	0765-22-0579	
砺波労働基準監督署 総合労働相談コーナー （砺波市広上町５−3 ）	0763-32-3323	

目次に戻る

役所の手続きのこと

１９　国税の特別措置

○　災害等にあったとき、申告や納付などの期限の延長や、納税を一定期間猶予する制度があります。

○　災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で所得税法に定める雑損控除の方法（この雑損控除の損失額には豪雪による家屋の倒壊を防止するための屋根の雪下ろし費用も含まれます）、 災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

○　詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

税務署名	電話番号	管轄区域
富山税務署（富山丸の内合同庁舎）	076-432-4191	富山市
高岡税務署（高岡市博労本町５番 30 号）	0766-21-2501	高岡市、氷見市、射水市
魚津税務署（魚津合同庁舎）	0765-24-1370	魚津市、滑川市、黒部市、中新川郡、下新川郡
砺波税務署（砺波市本町 13 番 19 号）	0763-33-1073	砺波市、小矢部市、南砺市

目次に戻る

２０　県税の特別措置

○　災害により事業用資産や住宅・家財、不動産、自動車が損害を受けた場合には、個人事業税、不動産取得税、自動車税が減免される場合のほか、各県税の申告等の期限延長や納税猶予が受けられる場合があります。

　また、災害復旧のための資金借入れ等に必要な納税証明書については、交付手数料が減免される場合があります。詳しくは、下記の窓口にお問い合わせください。

機関名	内容	問い合わせ先
富山県総合県税事務所（富山市舟橋北町 1-11）	法人県民税、法人事業税について	課税第一課事業税第一班（076-444-4504）
	県民税（利子割・配当割・株式等譲渡所得割）、個人事業税について	課税第一課事業税第二班（076-444-4506）
	軽油引取税、ゴルフ場利用税、鉱区税について	課税第一課軽油引取税班（076-444-4507）
	不動産取得税について	課税第二課（076-444-4505）
	納税の猶予について	納税課（076-444-4508）
自動車税センター（富山市新庄町馬場 39-6）	自動車税について	代表（076-424-9211）

目次に戻る

２１　市町村税等の特別措置

○　災害によって大きな損害を受けた場合、固定資産税、住民税、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料、障害福祉サービス利用者負担等に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長等の救済措置が受けられる場合があります。

　詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

目次に戻る

２２　公共料金の減免措置等

○　電気、ガス、電話等については、各事業者において、災害救助法適用市町村の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。

　減免措置等の手続方法については、契約している事業者にご確認ください。

○　上下水道についても、基本料金、使用料金の減免や支払い期限の延長等が行われる場合があります。詳しくは上下水道の事業者（市町村）にご確認ください。

【電気】

※北陸電力以外と契約している場合は、契約している事業者にご確認ください。

▼北陸電力　お客さまサービスセンター

電話番号：0120-776453

受付時間：月～金／9 時～17 時（祝日・年末年始除く）

▼北陸電力送配電　ネットワークサービスセンター

（停電・電気の設備に関するお問い合わせ）

電話番号：0120-837119

受付時間：365 日 24 時間受付

【ガス、電話】

事業者名など		電話番号
日本海ガス (富山市城北町 2 番 36 号)	お客さまコールセンター	0570-024-077　又は 076-442-0770
高岡ガス (高岡市内免 2 丁目 1 番 43 号)	お問い合わせ	0766-22-0709
ＮＴＴ西日本	一般電話から	116（局番なし）
	携帯電話から	0800-2000-116
ＮＴＴドコモ	ドコモ携帯電話から	151（局番なし）（通話料無料）
	一般電話などから	0120-800-000
ａｕ	ａｕ携帯電話から	157（局番なし）（通話料無料）
	一般電話などから	0077-7-111（通話料無料）
ソフトバンク	ソフトバンク携帯電話から	157（局番なし）
	一般電話などから	0800-919-0157
楽天モバイル	お申し出先	050-5212-6915

目次に戻る

２３　年金手帳などを紛失した場合
国民年金等の保険料が払えない場合

○　年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。

また、国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な被保険者、事業主・船舶所有者に対しては、納付の猶予制度があります。

○　詳しくは、以下の番号までお問い合わせください。

▼日本年金機構被災者専用フリーダイヤル

電話番号：0120-808-678

受付時間：月曜８時 30 分～19 時、火曜～金曜８時 30 分～17 時１５分、

第２土曜９時 30 分～16 時

（月曜が祝日の場合、翌日以降の開所初日に 19 時まで相談受付）

○　市町村の国民年金担当窓口又は最寄りの年金事務所でもお問い合わせできます。

名称	電話番号	管轄区域		
		健康保険･厚生年金保険	国民年金	船員保険
富山年金事務所 (富山市牛島新町 7-1)	076-441-3926	富山市	同左	富山県
高岡年金事務所 (高岡市中川園町 11-20)	0766-21-4180	高岡市、氷見市、射水市	同左	ー
魚津年金事務所 (魚津市本江 1683-7)	0765-24-5153	魚津市、滑川市、黒部市、中新川郡、下新川郡	同左	ー
砺波年金事務所 (砺波市豊町 2-2-12)	0763-33-1725	砺波市、小矢部市、南砺市	同左	ー

目次に戻る

２４　登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

○　土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、相続、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。

○　詳しくは、地方法務局・支局にお問い合わせください。

受付時間：平日８時 30 分～17 時 15 分

窓口	電話番号	管轄区域（不動産登記）
富山地方法務局（富山合同庁舎）	076-441-0550	富山市、中新川郡
魚津支局（魚津市本町 1-3-2）	0765-22-0461	魚津市、黒部市、滑川市、下新川郡
高岡支局（高岡市中川 1-5-22）	0766-22-2327	高岡市、氷見市、射水市
砺波支局（砺波市苗加 353-2）	0763-32-2361	砺波市、小矢部市、南砺市

目次に戻る

民間の手続きのこと

２５　損害保険の取扱い

○　損害保険の適用などについては、ご契約の損害保険会社や、次の窓口にお問い合わせください。

▼一般社団法人日本損害保険協会　そんぽＡＤＲセンター

ナビダイヤル：0570-022-808

ＩＰ電話：（東京）03-4332-5241　（近畿）06-7634-2321

受付時間：平日９時 15 分～17 時（土日祝日、年末年始を除く）

○　証券の紛失等により保険契約に関する手掛かりを失った方は、次の窓口で照会できます。

▼自然災害損保契約照会センター

電話番号：0120-501-331（フリーダイヤル）

受付時間：平日９時 15 分～17 時（土日祝日、年末年始を除く）

目次に戻る

２６　生命保険の取扱い

○　各生命保険会社では、災害救助法適用地域の被災契約者の契約について、①保険料払込猶予期間の延長（最長６か月）、②保険金・給付金、契約者貸付金の簡易迅速なお支払いの特別取扱いを実施しています。詳しくは、ご契約の生命保険会社にお問い合わせください。

○　家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。

▼生命保険協会生命保険相談所（災害時受付専用連絡先）

電話番号：0120-001-731（フリーダイヤル）

受付時間：平日９時～17 時（土日祝日、年末年始を除く）

▼かんぽコールセンター

電話番号：0120-552-950（フリーダイヤル）

0120-744-552（ご高齢の方専用）

受付時間：平日９時～21 時、土日祝日９時～17 時

（１月１日～１月３日を除く）

目次に戻る

２７　預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

○　災害救助法適用市町村の被災者等に対して、金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しに応じています。詳しくは、各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口にお問い合わせください。

目次に戻る

２８　法律相談等の窓口

○　法テラス（日本司法支援センター）では、災害救助法適用市町村に住所、居所、営業所などがあった方（法人は除く）を対象に、弁護士・司法書士による生活再建に必要な法律相談（不動産問題、金銭問題、相続問題など）を行っています。相談は事前予約制で、面談又は電話で応じます。事前予約や詳細は、法テラスにお問い合わせください。

▼法テラス予約、お問い合わせ

電話番号：0120-078309（フリーダイヤル）

相談予約受付時間：平日９時～17 時

お問い合わせ受付時間：平日９時～21 時、土９時～17 時

▼法テラス富山への電話予約

ナビダイヤル：0570-078351（ＩＰ電話等の場合　050-3383-5480）

受付時間：平日９時～17 時

▼Web 予約等は次のサイトでご確認いただけます。

https://www.houterasu.or.jp/saigaikanren/notohantoujishin.html

○　富山県弁護士会では、今回の地震で被災された方の法的な悩みごとについて、無料で電話相談を受け付けています。

▼フリーダイヤル相談：0120-315-787（さいがい　なやまないで）

受付時間：平日 10 時～16 時

▼富山県弁護士会事務局（問い合わせ先）

電話番号：076-421-4811

受付時間：平日 10 時～16 時

○　日本司法書士会連合会では、今回の地震で被災された方からの各種相談について、災害対応実績のある司法書士の無料電話相談を実施しています。

▼フリーダイヤル相談：0120-315199(サイガイキュウキュウ（災害救急）)

受付時間：令和７年３月 31 日（月）まで（土日・祝日含む）の 17 時～20 時

目次に戻る

医療・健康のこと

２９　医療機関等での支払い免除

【医療保険の窓口負担や介護保険の利用料に係る免除証明書交付対象者】
（１）・（２）の両方に該当する方
（１）災害救助法の適用市町村の一部の市町村の住民の方で、国保か全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入されている方（それ以外の一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）
（２）次の①～⑤のいずれかに該当する方
① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
③　〃　の行方が不明である方
④　〃　が業務を廃止、又は休止された方
⑤　〃　が失職し、現在収入がない方

【受診・利用の流れ】
医療機関、介護サービス事業所等の窓口で、**原則として①マイナ保険証等、②猶予（免除）証明書を提示することにより**医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について、**猶予（免除）を受けることができます。**

【特例の期間】令和７年６月末まで
○　詳しくは、保険者（健保は協会けんぽ富山支部 076-431-6155、国保は市町村）、各医療機関にお問い合わせください。

目次に戻る

３０　こころの悩みや健康に関する相談

○　災害にあわれた方のこころの悩みや健康に関する相談をお受けしています。

窓口	電話番号
こころの電話(富山県心の健康センター）※来所相談は要予約 相談受付時間： 平日９時 30 分～17 時（年末年始・祝日を除く） 平日 17 時～翌９時 30 分、土日祝日、年末年始を含む	076-428-0606 0570-074-333
NPO 法人富山カウンセリングセンター 相談受付時間：毎日 16 時～23 時（受付 22 時 30 分まで）	076-492-6635

窓口	電話番号
自然災害又は大規模な事故等による災害被災者のための心と健康の相談ダイヤル（独立行政法人労働者健康安全機構） ※事業者、労働者及びその家族等が対象 相談受付時間：平日 10 時～17 時	0120-200-826
よりそいホットライン （一般社団法人社会的包摂サポートセンター） ２４時間通話料無料	0120-279-338

目次に戻る

教育のこと

３１　日本学生支援機構（JASSO）による学生への支援

○　独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）は、被災された学生に対して以下のとおり支援等を実施しています。詳しくは、在学している学校にお尋ねいただくほか、日本学生支援機構のホームページ等でご確認ください。

https://www.jasso.go.jp/about/press/jp2023010401.html

▼奨学金相談センター

ナビダイヤル：0570-666-301

海外からの電話、一部携帯電話、一部 IP 電話：03 - 6743 - 6100

受付時間：月曜～金曜 9 時～20 時

（土日祝日・12 月 29 日～1 月 3 日を除く）

支援内容	対象者	申込方法等
給付奨学金 （家計急変採用） 貸与奨学金 （緊急採用・応急採用）	災害により家計が急変し、奨学金の給付または貸与を希望する方（災害救助法の適用地域の世帯の学生等）	在学している学校を通じて申込み
奨学金の減額返還・返還期限猶予	災害等により奨学金の返還が困難となった方	「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を日本学生支援機構に提出
JASSO 災害支援金 （支給額：10 万円） ※返還不要	災害により学生本人やその生計維持者が現に住んでいる家が、半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含む）以上や床上浸水の被害を受けたり、自治体からの避難指示等が１か月以上続いた方（外国人留学生を含む）	在学している学校を通じて申込み

目次に戻る

事業者の方へ

３２　中小企業者を対象とした相談窓口

○　富山県は、被災された中小・小規模事業者の事業再開、復旧・復興に係る補助金等の支援制度に関する電話相談窓口（被災事業者復旧等支援窓口）を開設しています。

▼被災事業者復旧等支援窓口

電話番号：076-444-3962

受付時間：平日９時～17 時

○　被災された中小企業・小規模事業者の方々を対象とした特別相談窓口があります。

【富山県】

▼能登半島地震に対する緊急金融相談窓口（富山県地域産業支援課）

電話番号：076-444-3248

受付時間：平日９時～17 時

【その他の相談窓口】

窓口（所在地）	電話番号
日本政策金融公庫 富山支店（富山市桜橋通り 2-25） 中小企業事業 国民生活事業	 076-442-2483 0570-044686
日本政策金融公庫 高岡支店（高岡市丸の内 1-40） 国民生活事業	 0570-045028
商工組合中央金庫 富山支店（富山市桜橋通り 6-11）	076-444-5121
商工組合中央金庫 高岡支店（高岡市丸の内 2-6）	0766-25-5431
富山県信用保証協会 （富山市総曲輪 2-1-3 富山商工会議所ビル）	076-423-3171
富山商工会議所（富山市総曲輪 2-1-3）経営安定特別相談室	076-423-1171
高岡商工会議所（高岡市丸の内 1-40）中小企業相談所	0766-23-5007
氷見商工会議所（氷見市南大町 10-1）２階相談コーナー	0766-74-1200
射水商工会議所（射水市本町 2-10-30）	0766-84-5110
魚津商工会議所（魚津市釈迦堂 1-12-18）	0765-22-1200
滑川商工会議所（滑川市田中町 132）	076-475-0321
砺波商工会議所（砺波市永福町 6-28）中小企業相談所	0763-33-2109
黒部商工会議所（黒部市植木 23-1）	0765-52-0242
富山県商工会連合会（富山市赤江町 1-7）	076-441-2716
富山県中小企業団体中央会 （富山市総曲輪 2-1-3 富山商工会議所ビル 6F）	076-424-3686

中小企業庁 富山県よろず支援拠点 （富山市高田 527 情報ビル 1F）	076-444-5605
独立行政法人 中小企業基盤整備機構 北陸本部 企業支援部 企業支援課（石川県金沢市広岡 3-1-1 金沢パークビル 10 階）	076-223-5546
中部経済産業局 産業部 中小企業課	052-951-2748
全国商店街振興組合連合会	03-3553-9300
富山県行政書士会	076-431-1526

目次に戻る

３３　なりわい再建支援補助金

○　富山県では、今回の地震により大きな被害を受けた中小企業等が行う施設・設備の復旧等に要する経費の一部を補助することにより、被災事業者の復旧・復興を促進しています。

補助対象	県内に所在する地震の被害を受けた中小企業・小規模事業者等
対象経費	工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等
補助上限	３億円
補助率	中小企業・小規模事業者：3/4 以内 中堅企業等：1/2 以内
募集期間	【第９次募集】 令和７年５月２９日（木）～同年６月２０日（金）必着 ※ 今後の募集は国の予算状況を踏まえ、継続して実施する見込みです。 ※ 先着順で採択されるものではありません。
問い合わせ先	「被災事業者復旧等支援窓口」 電話番号：076-444-3962 対応時間：９時～17 時（土曜日・日曜日・祝日を除く）

目次に戻る

３４　小規模事業者持続化補助金

○　地震により被害を受けた小規模事業者等が行う販路開拓の取組みを支援する補助金です。

補助対象	富山県内に所在する地震の被害を受けた小規模事業者等
対象経費	機械装置等の購入、店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など
補助上限	直接被害（自社の事業用資産の損壊等の被害）：200 万円 間接被害（地震に起因する売上げ減少）：100 万円
補助率	2/3、定額（一定の要件を満たす事業者のみ対象）
申請受付	【７次申請受付締切】 令和７年７月２８日（月）/郵送：当日消印有効

問い合わせ先	商工会議所地区の方：小規模事業者持続化補助金事務局（電話番号：０３－６６３４－５７９８） 商工会地区の方：富山県商工会連合会（電話番号：076-441-2716）

目次に戻る

３５　中小企業向け震災対策融資等

○　富山県震災対策特別融資

融資対象	(1)地震において被害を受けた県内全域の中小企業者 ※り災証明書（被災届出証明書等を含む）の提出が必要 (2)令和６年能登半島地震の影響により、最近３ヶ月間の売上高が前年同期比5%以上減少した県内全域の中小企業者
資金使途	運転資金・設備資金・借換資金（緊急災害短期保証制度に限る（保証協会制度））※事業の再建・復旧に必要な経費
融資限度	１億円
融資利率	年1.25%以内
融資期間（うち据置期間）	(1)10年以内（5年以内） (2)設備資金・借換資金：10年以内（1年以内） 運転資金：7年以内（1年以内）
保証料	(1)ゼロ～年0.55%（保証必須） (2)年0.15%～年0.85%（保証必須）
取扱期間	令和７年３月31日まで
問い合わせ先	富山県地域産業支援課（電話番号：076-444-3248）

○　高岡市災害対応資金

融資要件	次の（1）～（5）の要件をすべて備えていること。 （1）市内に住所または主たる事業所を有していること。 （2）中小企業信用保険法第２条に規定する中小企業者であること。（性風俗関連特殊営業等を営む業種は除く。） （3）納期が到来している市税を完納していること。 （4）過去１年以内に、市内で発生した火災、震災、風水害その他の災害により、自己の事業用資産に被害を受け、経営の安定に支障をきたしていること。 (5)　高岡市が発行する「り災証明書」の交付を受けていること。
資金使途	運転資金・設備資金（※既に支払いを終えた部分については対象になりません）・借換資金
融資限度	2,500万円以内
貸付利率	年1.60%以内
保証料	年0.35%～1.05%（市が全額補給）
貸付期間	10年以内（据置期間１年以内）
償還方法	元金均等・月賦償還
保証人	個人は原則として不要。法人は原則として代表者
担保	原則として不要(土地・建物購入の場合、必要に応じて)
問い合わせ先	高岡市産業企画課（電話番号：0766-20-1286）

○　射水市災害対応資金

融資要件	(1)市内に住所又は主たる事業所を有していること。 (2)中小企業信用保険法第２条に規定する中小企業者であること。 (3)過去１年以内に市内で発生した火災、震災、風水害その他の災害により自己の事業用資産に被害を受け、経営の安定に支障をきたしていると認められること。 (4)射水市の発行する「被災届出証明書」等の交付を受けていること。
資金使途	運転資金、設備資金
融資限度	１事業所当たり　25,000 千円
融資利率	年 1.60%以内
保証料	年 0.35%～1.05%
保証料補助率	全額
貸付期間	10 年以内（１年以内の措置期間を含む）
問い合わせ先	射水市商工企業立地課（電話番号：0766-51-6675）

目次に戻る

３６　災害復旧貸付

○　今回の地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を融資しています。
詳しくは、日本政策金融公庫又は商工組合中央金庫にお問い合わせください（36ページ参照）。

	国民生活事業	中小企業事業
融資限度額	３千万円	１億５千万円
融資期間	10 年以内（うち据置期間２年以内）	
金利	1.20%	1.20%

目次に戻る

３７　セーフティネット保証４号の適用

○　災害救助法適用市町村において、今回の地震の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額100%を保証するセーフティネット保証４号を適用します。

保証条件	
対象中小企業者	（イ）指定地域において１年間以上継続して事業を行っていること。 （ロ）災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近１か月の売上高等が前年同月に比して 20%以上減少しており、かつ、その後２か月を含む３か月間の売上高等が前年同期に比して 20%以上減少することが見込まれること。 （売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）

対象資金	経営安定資金
保証割合	100%保証
保証限度額	無担保 8,000 万円、普通 2 億円（別枠）
保証人	原則第三者保証人は不要
問い合わせ先	富山県信用保証協会（電話番号：076-423-3171）

目次に戻る

３８　小規模企業共済災害時貸付の適用

○　災害救助法適用市町村において被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を適用します。

貸付条件	
貸付限度額	原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて 7 割～9 割を乗じて得た額（50 万円以上で 5 万円の倍数となる額）と 1,000 万円のいずれか少ない額
貸付利率	年 0.9%（令和 6 年 1 月 22 日現在）
貸付期間	貸付金額 500 万円以下：36 か月 505 万円以上：60 か月
償還方法	6 か月ごとの元金均等割賦償還
担保、保証人	不要
借入窓口	商工組合中央金庫本・支店
問い合わせ先	中小企業基盤整備機構共済相談室（電話番号：050-5541-7171）

目次に戻る

３９　既往債務の返済条件緩和等の対応

○　国から、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続の迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今回の地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応するよう要請されています。

詳しくは、各機関の窓口にお問い合わせください。

目次に戻る

４０　農業関係者に対する支援

○　今回の地震により被災された農業関係者に対し、以下のような支援があります。

【営農再開に向けた支援（持続的生産強化対策事業）】

（1）営農再開支援

	対象経費	早期の営農再開や作物転換等に要する掛かり増し経費 （生産資材（種子等）の調達、作物残渣や飛散したガラス等の撤去、復旧農地の土づくり、農業機械のリース等）
	事業主体	県、市町村、農業者の組織する団体、公社、地域再生協
	補助率	1/2、定額（撤去等）
（2）集出荷施設等における農作物の出荷円滑化等支援		
	対象経費	施設の仮復旧、周辺集出荷施設等の活用に係る輸送費 （農作物・種苗等の輸送）等の取組み
	事業主体	県、市町村、農業者が組織する団体、公社であって、受益農家が３戸以上である集出荷施設等の所有者又は運営主体
	補助率	1/2（仮復旧、上限１千万円/施設）、定額
問い合わせ先		
北陸農政局生産振興課（電話番号：076-232-4302） 富山県農産食品課　　（電話番号：076-444-3283）		

【農業機械・ハウス・畜舎等の再建等への支援】

（県事業名）被災農業者施設等支援事業

（国事業名）農地利用効率化等支援交付金（被災農業者支援タイプ）

対象者	気象災害等により農業被害を受けた農業者又は農業者が組織する団体。気象災害等による農業被害を受けた旨の証明を市町村長から受けた者
対象経費	農業機械・施設の再建・修繕に要する経費
事業主体	市町村（助成対象の農業経営体への間接補助）
補助率	3/4
補助対象メニュー	⑴ハウス等（園芸施設共済の加入対象）の再建・修繕 ⑵機械・畜舎等（園芸施設共済の加入対象以外）の再取得・再建・修繕 ⑶複数の被災農業者が共同で利用する農業用機械等の取得 ⑷農業用ハウス、畜舎等の再建・修繕を契機とする当該ハウスの補強 ⑸被災した施設の解体・運搬・処理等 ⑹農業用ハウス等に流入した土砂の運搬・処理 ⑺農業用ハウス等に流入した土砂混じりがれきの運搬・処理等
県予算	１億 9,500 万円（令和５年度２月補正予算）
問い合わせ先	各市町村農業担当課 富山県農業経営課（電話番号：076-444-3266）

○　富山県では、次の窓口において、融資等の相談を受け付けています。

相談先	電話番号	受付時間
新川農林振興センター 担い手支援課	0765-52-0268	平日 8:30～17:15
富山農林振興センター 担い手支援課	076-444-4521	
高岡農林振興センター 担い手支援課	0766-26-8474	
砺波農林振興センター 担い手支援課	0763-32-8111	

県農業経営課金融助成係	076-444-3273	

目次に戻る

４１　漁業関係者に対する支援

○　今回の地震により被災された漁業関係者に対し、以下のような支援があります。

【漁具等の購入資金に対する支援（漁業近代化資金融資制度）】

制度概要	漁業者の資本装備の高度化及び近代化を図るために、信漁連等の金融機関が漁業者に漁具購入資金等を長期かつ低利の資金を融通できるように県が利子補給を行う制度
借受資格者	漁業を営む個人・法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合、水産加工業を営む個人・法人、水産加工業協同組合
貸付対象	漁船建造資金及び漁具購入資金等の設備資金
貸付利率	1.70%（随時改定）※国の補助により実質無利子となる場合があります。
その他	運転資金は農林漁業セーフティネット資金があります。 ※日本政策金融公庫へお問い合わせください。
問い合わせ先	東日本信用漁業協同組合連合会富山支店 （電話番号：076-441-3528） 富山県水産漁港課経営係（電話番号：076-444-3291）

○　富山県では、次の窓口において、融資等の相談を受け付けています。

相談先	電話番号	受付時間
県水産漁港課経営係	076-444-3291	平日８時 30 分～17 時 15 分

○　被災された農林水産業者を対象に、農林漁業セーフティネット資金等の利用や融資についての相談窓口が設置されています。

名称	電話番号	受付時間
日本政策金融公庫　富山支店 （富山市桜橋通り２-25）	農林水産事業 076-441-8411	平日９時～17 時

目次に戻る

そのほかの情報

４２　災害ボランティアについて

○　災害ボランティアを必要とされている方やボランティア活動への参加を希望されている方は、以下の窓口にご相談ください。

ボランティアの受け入れに制限を設けている場合がありますので、事前にご確認ください。

市	ボランティアによる支援の依頼窓口 （被災者の方）	ボランティア活動への参加を 希望する方の問合せ先
高岡市	高岡市災害ボランティアセンター （高岡市社会福祉協議会内） 電話番号：0766-23-2917 FAX　　：0766-26-2379 ※耳の不自由な方専用 受付時間：９時～16 時（平日）	被災された方からのお困りごとを優先するために、災害ボランティア活動に関するお問い合わせについては、高岡市災害ボランティアセンターHP（下記 URL 参照）内のお問い合わせフォームをご利用ください。お電話はお控えくださいますようお願いいたします。 https://takaoka-vc.jimdofree.com/
氷見市	氷見市災害ボランティア・支えあいセンター（氷見市社会福祉協議会内） 電話番号：090-5687-2202 090-5687-2203 窓口　　：氷見市いきいき元気館 （氷見市中央町 12-21） 受付時間：10 時～16 時（土日祝含む）	被災された方からのお困りごとを優先するために、災害ボランティア活動に関するお問い合わせについては、氷見市災害ボランティア・支えあいセンターHP（下記 URL 参照）内のお問い合わせフォームからお願いしております。お電話はお控えくださいますようお願いいたします。 https://himivc-toyama.jimdofree.com/

○　災害ボランティアに従事するために往復又は復路のみ富山県内の高速道路を利用する際、無料措置の対象となります。詳しくは、下記ホームページをご確認ください。

▼ＮＥＸＣＯ中日本（災害ボランティア車両の高速道路の無料措置について）

https://dc2.c-nexco.co.jp/etc/service/saigai.html

○　富山県では、県内で大規模災害が発生した際に、その復旧期の被災者の生活支援・復興支援等の活動を行う団体・グループを対象に、支援活動に必要な活動費等を補助する「富山県災害ボランティア活動支援事業費補助金」制度を実施しています。

詳しくは、下記ホームページをご確認ください。

▼富山県（災害ボランティアに関する情報について）

https://www.pref.toyama.jp/1711/20230728.html

▼お問い合わせ先：富山県県民生活課（電話番号：076-444-3128）

目次に戻る

43 外国人向けの情報・相談窓口
For Foreign Residents

○ 富山県外国人ワンストップ相談センター
Toyama Foreign Resident Support Center
https://www.pref.toyama.jp/1018/kurashi/kyousei/kokusai/kj00007754.html
TEL：076-441-6330
▼トリオフォン（三者通訳）
TEL：076-441-5654、080-5852-2234

○ 外国人のための災害情報提供
http://www.tic-toyama.or.jp/life/disaster_information.html

○ 富山防災WEB（force.com）
https://d2800000147bueaq.my.salesforce-sites.com/bousai2/

○ 気象庁多言語ページ（Multilingual Information）（jma.go.jp）
https://www.jma.go.jp/jma/kokusai/multi.html

○ NHK WORLD-JAPAN
https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/en/multilingual_links/index.html

○ 外国人生活支援ポータルサイト
A Daily Life Support Portal for Foreign Nationals
（Immigration Services Agency）
https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html

○ 富山県行政書士会　外国人材受入サポートセンター
https://toyama-gyosei.org/
TEL：076-407-4808

目次に戻る

４４　石川県から富山県内へ避難されている方へ

○　石川県では、被災地から自主的に県内外の親戚宅等に避難された方や車中泊をされている方などへ、自治体からの支援情報などをお届けするため、連絡先などの情報等を登録する窓口を開設しています。

【情報登録のお願い】

避難所以外の場所で避難生活を送られている方は、今後、自治体からの支援情報などをお届けするため、連絡先などの情報のご登録をお願いいたします。

石川県から富山県内に自主避難されている知人等をご存じの方は、この情報の周知にご協力ください。

対象となる方	県内外の親戚宅やご自宅、車中泊など、避難所以外で避難生活を送られている被災者の方	
登録内容	避難先・住所・氏名・生年月日など	
利用目的	ご登録いただいた情報は、り災証明書発行手続きのご案内など、関係自治体からの支援・情報提供のために利用します。	
登録方法	LINE または電話	
LINE での登録方法	石川県 LINE 公式アカウントにて友達登録し、表示される入力フォームに必要項目を入力してください。	
お電話での登録方法	次の番号にお電話いただき、連絡先などをお伝えください。 電話番号:076-225-１９５９ 受付時間:9 時～１７時（平日）	
参照 URL	https://www.pref.ishikawa.lg.jp/sichousien/saigai/hinanjyogai-touroku.html	

次の６市町にも情報登録窓口を設置しています。

市町村	窓口	電話番号
七尾市	防災交通課	0767-53-6880
輪島市	被災者生活再建支援室	0768-23-4872
珠洲市	総務課	0768-82-2222
志賀町	地震被害に関する電話相談窓口	0767-32-4964
穴水町	子育て健康課	0768-52-3589
能登町	総務課	0768-62-8532

※支援制度に関するお問い合わせ、ご相談などは、電話相談窓口へお電話ください。

石川県庁における電話相談窓口一覧

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/saigai/documents/0131madoguchi.pdf

【参考】

石川県に所在する総務省石川行政評価事務所においても「令和６年能登半島地震による災害被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドブック）」を作成し、石川県内の被災者の皆様に支援情報を提供しておりますので、ご活用ください。

▼石川県内版

https://www.soumu.go.jp/main_content/000921862.pdf

目次に戻る